

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第4期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、各々のライフスタイルに合わせて多様な働き方を実現することによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2017年(平成29年)4月1日～2021年(平成33年)9月30日

2. 内 容

目 標 1 育児中の社員が、意欲高く働くことができるよう、多様な働き方の実現を支援し、制度面・風土面の両面から就業環境の向上をはかる。

<対策>

- ・平成29年4月～ 時間休暇制度やフレックス勤務制度の検討
- ・平成29年10月～ 在宅勤務制度の導入(2017年2月より試行中)
- ・継続実施 D&I推進WGの活動の継続
- ・継続実施 従業員の家族を会社に招く「ファミリーデー」の継続実施

目 標 2 育児に関する勤務制度などの広報や育児休職取得の体験談等の情報発信により、計画期間中に男性の育児休職取得者と育児関連休暇取得者をあわせて30%以上とする。

<対策>

- ・平成29年4月～ 育児休職および育児関連休暇の制度を周知し、男性社員の子女出生時の休暇取得を促進する。
- ・平成29年4月～ 両立支援セミナーやキャリア研修の実施(年3回)
- ・平成29年10月～ 社内イントラを利用して育児中の男性社員や育児中の社員を支援している管理職等をロールモデルとして紹介
- ・平成29年10月～ 育児・介護休業法改正に合わせて「妊娠、出産、育児に関するガイドブック」を改定し、制度の周知を図る。
- ・平成29年10月～ 育児前の従業員に対する情報発信・コミュニティづくり

目 標 3 育児中の従業員が気兼ねなく制度を利用できるよう、総労働時間削減の施策を講じる。

<対策>

- ・平成29年4月～ ノー残業デーの継続実施
- ・平成29年4月～ 年間の残業計画および有休取得計画を作成、モニタリング
- ・平成29年5月～ 夏場の残業削減施策を実施
- ・平成29年6月～ 休暇取得率の向上のための施策の実施
- ・平成29年11月～ 長時間労働抑制のための取り組みを組織ごとに表彰(継続実施)